

【会員規約等変更の理由および主要な変更点】

I 会員規約等を変更する理由

1 システムの統合(一本化)に対応するため

山口銀行の業務受託会社である三菱 UFJ ニコスは、カードシステムの「維持」「強化」、決済環境の「安全性(安定性)」を図ることを目的に、システムの統合(一本化)を予定しております。システムの統合に伴い変更となるサービス内容に対応して、規定内容を変更いたします。

2 取引環境の変化に対応するため

IC カードの普及や EC 取引の増加など、クレジットカード取引に関する環境は変化しておりますが、現行会員規約では十分に対応できておりません。そこで、これらに対応するため、必要な規定を置くこととしました。

3 できる限り明確でわかりやすい規定に改めるため

どのような要件のもとどのような効果が生じるかについてできる限り具体的に規定すること、必要に応じて計算式や表を活用することなどを通じ、規定内容ができる限り明確にかつわかりやすくなるようにしました。

II 主要な変更点

	変更点	変更内容
1	会員規約の形式面の変更 会員規約の各条項の配列を以下のとおり再整理しました。	(1) カード会員契約の成立およびカード会員契約締結により会員が有する地位に関する事項(第1編第1章第2章) (2) ショッピング利用に関する事項(第2編第1章第2章) (3) キャッシングサービス・カードローンの利用に関する事項(第2編第1章第3章) (4) 支払に関する事項(第2編第4章) (5) 退会、会員資格の取消等に関する事項(第3編)
2	カード会員契約の締結により会員が有する地位に関する条項 についての変更	(1) 暗証番号を用いた取引が増加していることを踏まえ、暗証番号の設定および管理に関し求められる事項について現行規約より詳細に決めました(12条)。 (2) カードの占有喪失時の本人会員の義務と責任の範囲につき整理しました(15条)。 (3) カード情報が不正利用される事案が発生していることを踏まえ、偽造カードまたはカード情報の他人利用のおそれが生じた場合の調査に関する事項を規定するとともに、偽造カードまたはカード情報が利用された場合の本人会員が責任を負う範囲を明確にしました(17条、18条)。 (4) クレジットカード本人認証サービスの普及を踏まえ、現在特約に定められているクレジットカード本人認証サービスが利用された場合の本人会員の責任の範囲につき会員規約中に整理して決めました(20条)。 (5) 民法上故意または過失により契約上の義務に違反した場合にはこれにより生じた損害を賠償する義務を負うこととされているところ、上記(1)から(4)までの義務については、本人会員が故意または重大な過失により違反した場合に限り、カード等利用代金等相当額以外に当社に生じた損害についても当社が損害賠償を請求できることを規定しました(16条4項)。 (6) ネットショッピングサイトやコード決済事業者などにクレジットカード番号等を登録して利用することが増加していることを踏まえ、クレジットカード番号等を登録して利用できる場合を決めました(21条)。 (7) 資金洗浄やテロ資金供与などの金融犯罪遂行を目的としもしくはその手段としてカード会員契約を締結またはカード等を利用することが禁止されることを明示的に規定しました(27条)。 (8) 家族会員に関する規定を整備しました(第1編第3章)。

3	ショッピング利用に関する条項についての変更	<p>(1) 加盟店においてカード等を利用したときには、本人会員が当社に対して売買代金等につき立替払の委託を申し込んだものであることを明確にするとともに、加盟店に対する支払について、取引の実態に合わせて規定を整備しました(43条)。</p> <p>(2) クレジットカード本人認証サービスの義務化が進む中、これを利用すべき場合を定めました(47条)。</p> <p>(3) クレジットカード番号等を登録して利用することが増加していることを踏まえ、クレジットカード番号等を登録して利用できる場合を定めるとともに、退会等で会員資格を失った場合にクレジットカード番号等の登録を削除すべきことを定めました(49条)。</p> <p>(4) カードの不正利用を防ぐため、ショッピング利用時の本人確認等に関する規定を整備し、当社または加盟店が行う本人確認に応じるべきことを定めるとともに、加盟店から当社に対し、ショッピング利用に係る売買等に関する情報またはカード利用者に関する情報を提供できることを規定しました(50条)。</p> <p>(5) ショッピング利用に係る禁止行為等を整理しました(51条)。いわゆるショッピング枠の現金化など、資金調達を目的とするショッピングの利用が禁止されることなど、基本的には現行会員規約と同様です。また、以下の事項を禁止行為として明示的に規定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 禁制品の購入など違法な目的または違法な行為の手段として行われる利用 ② 金融商品取引法で認められる場合を除き、金融商品購入のための利用 ③ 暗号資産 ④ 投機性が高い商品等の購入等に係る利用 ⑤ 不当にポイント、マイルなどカード利用による特典等を得ることとなる利用 <p>(6) 海外加盟店でショッピング利用時に邦貨建てで利用されるものが増加していることを踏まえ、海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建てで利用されたものについての規定を新設しました(54条)。</p>
4	キャッシングサービスに関する条項についての変更	<p>(1) 金銭消費貸借契約につき、金銭の交付により成立することを定め、債権法改正で規定された合意のみによる金銭消費貸借契約(諾成的金銭消費貸借契約)ではないことを明確にしました(81条)。</p> <p>(2) キャッシングサービスに係る禁止行為として、事業性資金の借入れを規約中に明記しました。また、利用地と返済地、利用日と返済日などからみて実質的に送金となるご利用については、法令に違反するおそれがあることから禁止であることを規定しています(85条)。</p>
5	支払に関する条項についての変更	<p>(1) 事務処理の都合により締切日および約定支払日の変更される場合の取り扱いについて、具体的に規定しました(105条)。</p> <p>(2) インターネットやスマートフォンの普及を踏まえ、かつ割賦販売法が改正されたことをうけて、ご利用明細について原則として電磁的記録の提供の方法によることを規定するとともに、ご利用明細書を送付する場合の取扱いについて規定しました(106条、107条)。</p>
6	退会、会員資格の取消その他の条項についての変更	<p>(1) 現行会員規約が一定の事由がある場合に、「カード利用の停止、会員資格の取消し、法的措置等の必要な措置」をとることができる点と定めていた点を改め、当社がとりうる措置につき会員資格の取消とカード等の利用停止の2種類であることを明確にするとともに、会員資格の取消とカード等の利用停止を別個に規定し、要件と効果の対応関係を明確にしました(128条、129条)。</p> <p>(2) 会員資格の取消が本人会員と当社との間のカード会員契約の解除であることを明確にしました(128条)。</p> <p>(3) 現行会員規約が本人会員または家族会員を区別せずに会員に一定の事由が生じた場合に無催告で会員資格を取り消しうると定めている点を改め、以下に区分して規定しました(128条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 本人会員に生じた事由であって無催告で会員資格の取消に至るもの B 本人会員または家族会員に生じた事由であって、無催告で会員資格の取消に至るもの C 本人会員に生じた事由であって催告により会員資格の取消に至るもの <p>(4) 現行会員規約で、会員資格取消事由とされている事項についてできる限り明確に定めました。128条)。</p> <p>(5) 会員の責に帰すべき事由がない場合であっても、以下の事由があるときには、相当な予告期間を定めて通知することにより、カード会員契約を将来に向かって解約することができることを定めました(130条)。</p> <p>(6) 更新カードを発行しなかった場合で、相当期間内に本人会員から更新カード発行の申し出があり当社がこれを承認した場合を除き、有効期間満了時点でカード会員契約が終了することを明確にしました(131条)。</p> <p>カード会員契約が終了した場合の効果について明確にしました(132条)。</p>

7	システムの統合に伴うサービス内容の変更	<p>(1) 2026年1月13日(火)のご請求分より、ショッピング分割払いの計算方法が「実質年率方式」から「アドオン方式」に変更になります。なお、システム統合(一本化)前にご利用いただいた分割払いのお支払総額が増えることはありません。(第64条、第69条、第71条、附則第2条)</p> <p>(2) 2026年1月13日(火)のご請求分より、手数料の計算方式を変更いたします。「手数料率」「ご返済方式」「毎月のお支払額」は変更ございません。ただし、一時加算・ボーナス月加算返済の設定は引き継ぎません。ご希望される場合は2025年12月9日(火)以降にお手続きをお願いいたします。(第66条)</p> <p>(3) キャッシング(1回払い)とキャッシング(リボルビング払い)は、キャッシングサービス(1回払い)とカードローン(リボ払い)にサービス名称が変更となります。またカードローンは、2026年1月ご請求分より、利息の計算方法が変更となります。(第97条、第102条、附則第6条～9条)</p>
8	カード会員契約の当事者の変更	<p>カード会員契約の当事者が三者間(お客さま・当行・三菱UFJニコス)から二者間(お客さま・当行)に変更いたします。これまでのお取引はお客さまと当行の二者間で行われており、お取引実態と契約関係をあわせるためのもので、実質的な変更はございません。</p>